

SBC

First Tax

エスビーシー・ファーストタックス

2017年(平成29年)

4月25日(火)

発行: 税理士法人 SBC パートナーズ
大阪市北区太融寺町3番24号
日本生命梅田第二ビル3階

事業承継税制が納税猶予取消のリスク解消 相続時精算課税との併用で税負担を軽減!

平成29年度税制改正においては、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度(事業承継税制)が、人手不足下における納税猶予取消リスク増大への対応のため、拡充されている。具体的には、(1)自然災害時等の雇用確保要件を免除(一部緩和)、(2)小規模な企業を中心に雇用確保要件を緩和、(3)相続時精算課税制度との併用を認める、(4)生前贈与後に納税猶予が取消となった場合でも納税額が相続税と同額になる、などが挙げられる。

このうち、相続時精算課税制度との併用を認めたことから、生前贈与後の納税猶予中に雇用維持要件等を満たせずに認定が取消となった場合でも、納税額が相続税で株式を取得した場合と同額になる。

つまり、贈与税の納税猶予が取消になった場合に生じ得る高額な贈与税負担を大幅に軽減することになるので、早期かつ計画的な生前贈与の促進が期待できるとみられている。

相続時精算課税制度は、生前贈与時に2500万円という大型の特別控除と特別控除を上回る金額には一律20%の軽減税率が適用でき、同制度を選択した場合の相続発生時には、生前贈与財産と相続財産を合わせて計算した相続税額から、生前贈与時に納めた贈与税額を控除して精算する。原則として、60歳以上の父母又は祖父母から20歳以上の子や孫に対し、財産を贈与した場合に選択できる贈与税の制度だ。

相続時精算課税制度を選択した場合、相続発生時に相続財産と合算する贈与財産の価額は「贈与時の価額」とされるが、これまでは贈与税の納税猶予の適用を受ける株式等は相続時精算課税を適用できないことになっていた。

それが平成29年度税制改正で、相続時精算課税制度に係る贈与が、贈与税の納税猶予の適用対象に追加されたことから、納税猶予取消時に、相続税よりも高額な贈与税を納税しなければならないリスクが解消される。

SBC Seminar

セミナー案内

創業1年目にしておきたい節税対策

日時: 2017年6月8日(木)
8:00~9:00(開場7:45~)

講師: 税理士法人 SBC パートナーズ
木下 英人

対象: 経営者の皆さま

定員: 5名(先着順)

参加費: 1名様 3,000円(税込)
弊社顧問契約先 1,000円(税込)
※当日会場にてお渡し下さい。

会場: 税理士法人 SBC パートナーズ
名古屋支店 会議室

お問合せ: 税理士法人 SBC パートナーズ
Tel: 052-203-1112

(担当: 稲垣・野々部)

Scope

精算課税併用の効果

相続時精算課税との併用によって、納税猶予が取り消された場合でも2500万円までなら取消時に贈与税がかからず、2500万円超の部分も税率は一律20%で済みます。株式の評価時期は異なりますが、併用によって、納税猶予取消時の税負担を相続で株式を取得した場合の相続税と同レベルまで引き下げることができるので、納税猶予取消時に相続税よりも高額な贈与税を納税するリスクは相当下がることになります。

■ 休刊のお知らせ…大型連休に係り、本紙次号は5月15日(月)発刊となりますのでご了承ください。

【注意】当記事に記載されている情報に万が一誤りがあった場合、または当記事を利用することにより生じた損失や損害などについては、いかなる場合も一切の責任を負いません。あらかじめご了承ください。